

一般社団法人日本パラカヌー連盟
専門委員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「連盟」という）の定款第40条に基づく委員会のうち、専門委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会の目的は、別表1で定める。

(委員会の所管事項)

第3条 委員会の所管事項は、別表2で定める。

第2章 委員会の構成

(委員の選出)

第4条 委員は、公募を行い、他薦、立候補の中から委員長会議において選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。ただし、委員の資格は本規程第5条で定める。

2 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員の資格)

第5条 各委員会の委員の資格は、別表3で定める。

(委員の定数)

第6条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1～2名
- (3) 委員 若干名

(委員長・副委員長の職務)

第7条 委員長は各委員会を代表し、各委員会の事業を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(任期)

第8条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長および委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長および委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第3章 委員会の運営

(委員会の開催)

第9条 委員会は、半期ごとに1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 副委員長および委員は、委員長に対し、必要により、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 委員会を欠席する者は、あらかじめ書面または電磁的方法をもって欠席の理由および委員会に付議される事項についての意見を示すこととする。
- 4 理事および事務局長は、委員会に出席し意見を述べるることができる。

(議長および議事録)

第10条 委員会の議長は委員長とする。

- 2 委員会を開催する場合は、議事録を作成し、理事会に提出することとする。

(決議)

第11条 委員会は、委員長、副委員長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければならない。

- 2 議案は、出席した委員長、副委員長および委員の3分の2以上の賛成をもって決議されることとする。
- 3 前項で決議された内容は理事会に上程し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

第12条 委員会は、毎年4月1日から翌年3月31日までの活動計画および予算案を、前年の11月末までに作成し理事会に提出する。

- 2 委員会は、前項の活動計画が理事会において承認された後、当該計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施および予算については、理事会の承認を得なければならない。
- 3 委員会の各事業活動の詳細(予算含む)は、事業を実施する前に委員会において協議の上で決定する。事業実施期間中に予算の範囲内において変更がある場合には、委員会は理事会に報告する。予算を越えた変更が生じた場合は理事会の承認を得ることとする。

4 委員会の活動により旅費が生じた場合には、旅費規程に準ずる。

(事務局との連携)

第 13 条 委員会は事務局と連携し、各種事務を執り行う。

第 4 章 雑則

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、2026 年 3 月 24 日より施行する。
- 2 本規程の施行と同時に、技術委員会運営規程、医科学委員会運営規程、クラス分け委員会運営規程、普及委員会運営規程、トレーナー委員会運営規程、女性スポーツ委員会運営規程、アスリート委員会運営規程、アンチ・ドーピング委員会運営規程、コンプライアンス推進委員会運営規程は、これを廃止する。

別表1 専門委員会の目的

技術委員会	競技力強化および各種スタッフや選手の育成ならびにカヌースポーツの普及発展を目的とする。
医科学委員会	連盟内の健康と安全および医科学に関する強化を目的とする。
クラス分け委員会	クラス分け（障害者向けカヌー公式競技大会において選手の障害の程度・内容に応じて、選手が所属するクラスの振り分けをすること。以下同じ。）に関連するあらゆる事案について、国際クラス分けや日本パラリンピック（以下「JPC」という。）のクラス分け委員会と連携することを目的とする。
普及委員会	普及活動に関連するあらゆる事案について、自治体および関係団体と連携して、パラカヌーと通じた活動を推奨し拡大することを目的とする。
トレーナー委員会	パラカヌーにおける傷害予防および選手強化を目的とする。
女性スポーツ委員会	連盟の活動に関連するあらゆる事案について、日本パラスポーツ協会や関係団体と連携して、女性のスポーツ活動を推奨し拡大することを目的とする。
アスリート委員会	連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成ならびにカヌー競技の普及発展に寄与することを目的とする。
アンチ・ドーピング委員会	カヌースポーツに関連するあらゆる事案について、フェアでクリーンなスポーツを守り、クリーンなスポーツに参加する選手の権利を守るために、選手およびスタッフの指導および情報提供、普及啓発などの活動を行うための専門委員会として設置する。
コンプライアンス推進委員会	連盟のコンプライアンス体制の整備および維持ならびに向上を目的とする。

コメントの追加【啓多1】：各委員会運営規程の第2条目的からそれぞれ抜粋しました。

別表2 専門委員会の所管事項

技術委員会	<p>技術委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選手競技関連事業の企画、運営に関する事項 (2) 選手競技関連事業に関わる情報収集に関する事項 (3) 連盟の定める海外派遣選手およびその他強化対象選手の選出に関する事項 (4) 競技の啓発と普及発展、選手発掘に関する事項 (5) その他、理事会から依頼された事項
医科学委員会	<p>医科学委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選手強化事業の医科学分野の企画、運営に関する事項 (2) 選手に対する医科学分野の教育に関する事項 (3) 選手強化事業の医科学分野に関わる情報収集に関する事項 (4) カヌースポーツおよびパラスポーツにおける医科学分野の普及と発展に関する事項 (5) その他、理事会から依頼された事項
クラス分け委員会	<p>クラス分け委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国内選手のクラス分けに関する事項 (2) 国内外クラス分けを担当する委員の育成（講習会を含む）や発掘に関する企画立案およびその実施に関する事項 (3) パラカヌーのクラス分けに関わる情報収集に関する事項 (4) カヌースポーツおよびパラスポーツにおけるクラス分けの普及と発展に関する事項 (5) その他、理事会から依頼された事項
普及委員会	<p>普及委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普及企画のスタッフ、ボランティアの育成、発掘に関する事項 (2) パラカヌーの普及活動場所、協力団体に関わる情報収集に関する事項 (3) カヌースポーツおよびパラスポーツの参加者拡大と発展に関する事項 (4) その他、理事会から依頼された事項

コメントの追加【啓多2】：各委員会運営規程の第3条事業・第4条協議事項からそれぞれ抜粋しました。なお、第4条協議事項は基本的に第3条事業に包含されているように見受けられたため、必要と思われる範囲で記載しました。

<p>トレーナー委員会</p>	<p>トレーナー委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選手強化事業のトレーナー業務の企画、運営に関する事項 (2) 選手に対するトレーナー業務に関わる教育に関する事項 (3) 選手強化事業のトレーナー業務に関わる情報収集に関する事項 (4) カヌースポーツおよびパラスポーツにおけるトレーナー部門の普及と発展に関する事項 (5) その他、理事会から依頼された事項
<p>女性スポーツ委員会</p>	<p>女性スポーツ委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 女性選手の国際競技力向上に向けた調査研究に関する事項 (2) 女性選手や競技団体への教育・啓発活動に関する事項 (3) 女性選手の子育て支援に関する事項 (4) 各組織との連携・相談体制の構築に関する事項 (5) その他、理事会から依頼された事項
<p>アスリート委員会</p>	<p>アスリート委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体運営におけるアスリートの意見の反映に関する事項 (2) アスリートの競技・強化環境向上に関する事項 (3) アスリートの教育に関する事項 (4) アスリートの社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に関する事項 (5) アスリートのセカンドキャリアの支援に関する事項 (6) JPC アスリート委員会との協力・連携に関する事項 (7) SNS の活用などを通じたアスリートとのコミュニケーションに関する事項 (8) その他、理事会から依頼された事項
<p>アンチ・ドーピング委員会</p>	<p>アンチ・ドーピング委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アンチ・ドーピング教育計画の策定と計画実施のための企画、運営に関する事項 (2) 国内外のアンチ・ドーピングに関する教育・啓発に関する事項 (3) 国内外のアンチ・ドーピングに関わる情報収集に関する事項

	<p>(4) アンチ・ドーピング分野の研究や推進環境の改善や整備に関する事項</p> <p>(5) 世界アンチ・ドーピング機構および日本アンチ・ドーピング機構の活動に関する事項</p> <p>(6) カヌースポーツおよびバラスポーツにおけるアンチ・ドーピングの理解のための普及啓発に関する事項</p> <p>(7) アンチ・ドーピング教育担当者、教育者の育成に関する事項</p> <p>(8) その他、理事会から依頼された事項</p>
<p>コンプライアンス 推進委員会</p>	<p>コンプライアンス推進委員会は、次の事項を所管し、理事会の承認を経てこれを実施し、または理事会に意見を具申する。</p> <p>(1) コンプライアンスに関する規程の制定および改廃に関する事項</p> <p>(2) コンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル、通知等の作成に関する事項</p> <p>(3) 連盟内全体のコンプライアンス教育の計画、管理、実施および見直しに関する事項</p> <p>(4) その他、理事会から依頼された事項</p>

別表3 委員の資格

共通	<p>全委員会に共通する委員の資格はつぎのとおりとする。</p> <p>(1) 連盟に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと</p> <p>(2) 礼節を尊重し社会的規範を守り、連盟関係者の規範になる行動ができること</p> <p>(3) 定められた会議に出席でき、公正な立場で意見を述べることができること</p>
技術委員会	<p>技術委員会の委員は、ナショナルチームスタッフ・理事・競技経験者ならびに学識経験者であり、つぎの要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 連盟登録者でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること</p> <p>(2) 理事会の方針に従い、選手強化およびスタッフ育成に努めることを誓約すること</p> <p>(3) 日本代表チームとしてチームビルディングに努め行動できること</p>
医科学委員会	<p>医科学委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 医師、栄養士、理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師その他これらに準ずる資格を有すること</p> <p>(2) スポーツ情報・科学関係を中心とした強化に必要な知識と経験を有すること</p> <p>(3) 連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること</p> <p>(4) 理事会の方針に従い、健康と安全および医科学に関する強化に努めることを誓約すること</p> <p>(5) 日本代表チームの一員としてチームビルディングに努め行動できること</p>
クラス分け委員会	<p>クラス分け委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 連盟公式のクラス分け委員養成講習会を修了したこと</p> <p>(2) 連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること</p> <p>(3) 理事会の方針に従い、独立した委員会として公正なクラス分け判定に努めることを誓約すること</p> <p>(4) 日本のクラス分け委員として JPC クラス分け委員会の方針に従い協力できること</p>

コメントの追加【啓多3】: 各委員会の資格を転記し、少し整えています。

普及委員会	普及委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。 (1) 連盟登録者でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること (2) 日本のパラカヌー普及委員として、理事会の方針に従い活動に協力できること
トレーナー委員会	トレーナー委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。 (1) 理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師その他これらに準ずる資格を有すること (2) 連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること (3) 理事会の方針に従い、健康と安全およびトレーナー部門に関する強化に努めることを誓約すること (4) 日本代表チームの一員としてチームビルディングに努め行動できること
女性スポーツ委員会	女性スポーツ委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。 (1) 連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること (2) 理事会の方針に従い、女性のスポーツ活動の拡大に努めることを誓約すること
アスリート委員会	アスリート委員会の委員は、現役アスリートで、年齢が16歳以上でかつ連盟登録競技者で過去2年以内に全国大会に出場した経験があるものとする。
アンチ・ドーピング委員会	アンチ・ドーピング委員会の委員は、次の要件を満たす者とする。ただし、委員には、医師またはスポーツファーマシストの資格を有する者を1名以上含めることとする。 (1) 日本アンチ・ドーピング機構のアンチ・ドーピング研修会に参加し、必要な知識と経験を有すること (2) 連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること (3) 理事会の方針に従い、アンチ・ドーピングに関する活動に努めることを誓約すること
コンプライアンス推進委員会	コンプライアンス推進委員会の委員には、弁護士、公認会計士、学識経験者等、コンプライアンスに精通した有識者や女性委員を配置する。

コメントの追加【啓多4】：アスリート委員会規程では、「委員は、アスリートの中からアスリートにより決定され、理事会の承認を得て会長が任命する。」とされており、現役アスリートから選出されることが想定されているようでしたので、アスリート経験者は要件に入れていません。

コメントの追加【啓多5】：この定義ですと、全国大会への出場が2年空くと委員ではいけないこととなりますが、問題ございませんでしょうか。

コメントの追加【啓多6】：ガバナンスコード上コンプライアンス委員会に求められている人員配置を記載しました。なお、コンプライアンス規程では、コンプライアンス委員会の委員長は会長とされていましたが、現状異なることと、外部有識者の配置が望ましいことから、別途改定します。